



2025年11月19日

各 位

会 社 名 u n b a n k e d株式会社
代表者名 代表取締役社長 安達 哲也
 (コード：8746 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役管理本部長 七條 利明
 電話番号 03-6456-2670(代表)

基準日後株主への議決権付与に関するお知らせ

2025年10月31日付の「(開示事項の経過)簡易株式交付による株式会社まーのの子会社化の結果並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」に記載のとおり、新たにMaaaaRu ホールディングス株式会社(以下、「MaaaaRu 社」といいます。)が当社の主要株主及び主要株主である筆頭株主に該当することとなりました。

そのMaaaaRu 社に対し、当社は本日開催の取締役会において、会社法第124条第4項に基づき、2025年12月24日に開催予定の当社臨時株主総会(以下、「本臨時株主総会」といいます。)に係る基準日(2025年10月10日)後に株式を取得した株主として、当該株式につき本臨時株主総会における議決権を付与することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 議決権を付与する株式

- (1) 株式数 普通株式 2,236,829 株
- (2) 議決権の数 22,368 個
- (3) 株主名 MaaaaRu ホールディングス株式会社
- (4) 議決権総数に対する割合 16.66%

(注) 議決権総数に対する割合は、本臨時株主総会の基準日である2025年10月10日現在の総株主の議決権数(111,856 個)に、MaaaaRu 社に対して付与した株式数に係る議決権数を加算した数(134,224 個)を基に算出しております。

2. 議決権を付与する理由

当社は、2025年10月31日付でMaaaaRu 社が主要株主及び主要株主である筆頭株主に該当することとなったことから、本臨時株主総会の開催予定日に近い時点での株主の意思を本臨時株主総会に反映させることが必要であると判断し、会社法第124条第4項の規定に基づき、本臨時株主総会に係る基準日後に株式を取得した株主であるMaaaaRu 社に対して、当該株式につき本臨時株主総会における議決権を付与することを決議いたしました。

以上